

監督署の窓

適用事業の考え方



今年に入りようやく景気回復のきざしが見えてきましたが、監督署における相談窓口にはあいかわらず多くの方が労働相談に来られている状況が続いています。

また、年度の変わり目となる3月から4月にかけては、三六協定や就業規則などの届出に来られる方も多く、窓口が混み合って迷惑をおかけするところです。これら三六協定や就業規則などの各

届出については、事業場ごとに管轄の監督署に届け出をすることとなっています。ここでいう事業場とは、適用事業のこと

を指しています。

そこで、よくご質問を受けることが多い、この適用事業の考え方について、少し確認してみたいと思います。

労働基準法等の関係法令を個々の事業場に適用するに際しては、その事業場が、一つの適用事業に該当するかどうかによって判断されることになります。

ります。

例えば、新聞社の通信部の如きはこれに該当すること」と示されているよ

うに、規模が著しく小さくて決定すべきもので、同一場所にあるものは原則として分割することなく一個の事業とし、場所的に分散

しているものは原則として別個の事業とすること(以下略)としてい

ますので、例えば、本社、工場が場所的に離れていれば、原則、それぞれが一つの適用事業となりますが、原則、一つの適用事

業となります。

次に、建設工事の現場について見てみると、解釈例規では、「現場事務所があつて、当該現場において労務管理が一体として行われている場合を除き、直近上位の機構に一括して適用すること」となつており、現場事務

所があつて、当該現場において労務管理が一体として行われている場合を除き、直近上位の機構に一括して適用すること」

となります。

サクラが散る頃に、再びシヤッターチャンスがあります。

湖畔にはサクラの木が多い、水面の浮き草に落花が付着し、ピンク色のツツジの花もまざつて、モザイク的な面白さをとらえました。

落 花

今川 英明

表紙のこ^ニと^ニば

データ
カメラ キヤノン EOS 5Dマーカー II
レンズ キヤノンズーム 17-40 F4

湖畔にはサクラの木が多い、水面の浮き草に落花が付着し、ピンク色のツツジの花もまざつて、モザイク的な面白さをとらえました。